

(令和 2 年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議資料)

2021 年 1 月 29 日
公益財団法人ひかり協会

ひかり協会の救済事業と行政協力について

公益財団法人ひかり協会は、1955 年に発生した森永ひ素ミルク中毒事件の被害者に対する救済事業を、国（厚生労働省）、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会、森永乳業株式会社の三者において合意された「三者会談確認書（1973（昭和 48）年 12 月 23 日締結）」に基づき、実施しています。

I 森永ひ素ミルク中毒被害者の現状と救済事業について

1. 被害者の状況と協会事業の対象者

(1) 被害者全体の状況について

- 被害者総数 2020 年 12 月 31 日現在 13,457 名
(内、協会による飲用認定者 1,089 名)
- 被害者の大半は 1954（S29）年、1955（S30）年生まれです。（事件の特性上、当時乳幼児だった者が被害の中心で、現在 65～66 歳）
- 被害者との連絡については過去にアンケートをとり、被害者の希望等にしたがって、その対応方法を次のように定めています。

区 分	ひかり協会との連絡等について	人数 (名)
①	協会との連絡を常時希望する	5,424
②	本人または親族より要請のあった場合連絡する	2,925
③	一切の連絡を必要としない	1,638
④	住所不明	1,960
⑤	協会との連絡希望調査に無回答	0
⑥	死亡した者	1,510
合 計		13,457

- ひかり協会の事業の対象者は、上記のうち、アンケートの区分①の被害者です。（以下、「アンケート①対象者」といいます）
- 現在でも年に数件の「森永ひ素ミルク飲用者の認定申請」があります。飲用者認定の実施にあたっては、ひかり協会が中心となり、都道府県市の協力を得て行われています。2019 年度においては、調査・審査の結果、5 名の方が、本年度においても 1 名の方が新たに飲用者として認定されています。
- 区分②～④の方が親の死亡等によって自身が被害者であることを初めて知り、協会との連絡を希望される場合もあります。この場合は、以後アンケート①対象者として事業適用されるよう、本人申請をもって区分変更の手続きを行っています。

(2) 被害者全体の健康面での特徴について

- ひかり協会との連絡を常時希望する被害者群を対象とした 1982 年から継続

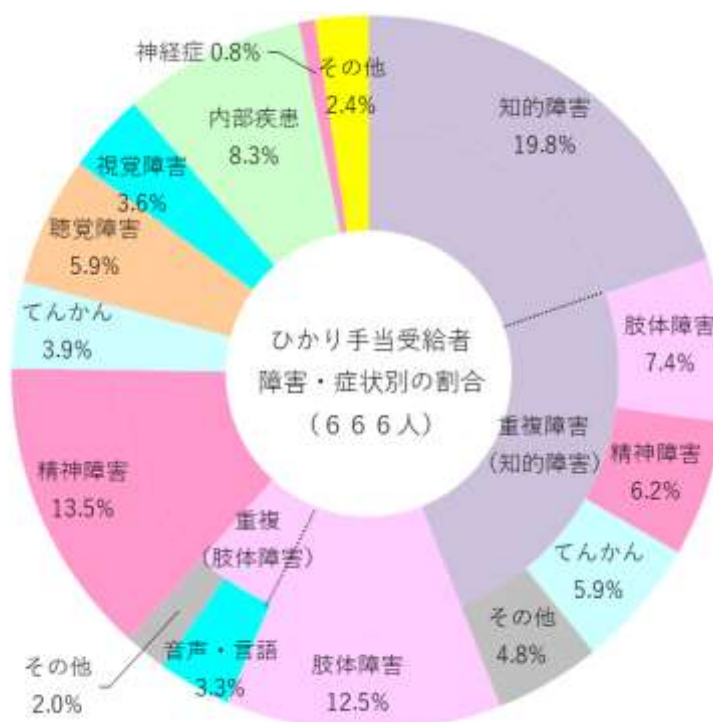
して実施している死亡者調査では、1982 年から 10 年間は同世代の日本国民に比べて死亡率が高く、その後次第に日本国民の死亡率に近づいています。

- ひ素中毒に特有の皮膚変化である点状白斑、角化症をもつ被害者が一部に存在します。
- 中毒時の輸血や中毒時以後の免疫力の低下によると考えられる慢性 C 型肝炎が多くみられます。

(3) 障害のある被害者の状況について

- ひかり協会との連絡を常時希望する被害者のうち、障害のある被害者は、約 660 名です。中枢神経系障害（脳性まひ、知的障害、てんかん、精神障害等）が多く、障害の状態も多様です。
- 知的障害や精神障害のある被害者の中には糖尿病などの生活習慣病を持つ方が多くいて、生活習慣病に係る援助が重要になっています。
- 親族（親・兄弟）の高齢化による介護力の低下などから、ホームヘルプサービスの利用、あるいは施設入所やグループホーム入居などが必要な状況になっています。また、同じ理由から高齢の親族に代わる後見的援助（物事の判断が難しい本人の権利擁護、身上保護、財産・金銭管理、見守り等）が必要な状況も増えています。
- 脳性まひなどの肢体障害のある被害者についても、二次的な障害（加齢だけでなく、長年障害をもって生活することによる身体面のストレスや、生活・労働環境の影響などにより、しびれや痛みを伴う身体機能や筋力の低下といった障害症状。以下、「二次障害」という）が見られます。
- 障害のある被害者の死亡率は、一般国民の約 3 倍と有意に高く、健康課題に対する支援策を充実させる必要性が示唆されています。

【障害などの状況（2019 年 3 月末現在）】



2. 救済事業

(1) 事務所について

- 本部事務局：大阪市
- 現地事務所：7ブロック体制（7地区センター、3出張所）
 - ・ 7地区センター（カッコ内は所在都府県名）
関東（東京）、東近畿（京都）、西近畿（大阪）、東中国（岡山）
西中国（広島）、四国（徳島）、九州（福岡）
 - ・ 3出張所（カッコ内は当該ブロック名）
和歌山（西近畿）、島根（東中国）、山口（西中国）

(2) 事業内容について

三者会談確認書に基づく被害者の恒久的な救済のため、健康管理、医療、介護、生活保障、就労などの救済事業を実施しています。

① 被害者全体に対する救済事業

ア) 相談事業

高齢期を迎えた被害者の健康や生活の変化に対応した、総合的な相談活動の実施、ひかり協会の協力専門家による相談の実施

イ) 保健・医療事業

自主的健康管理の援助事業、医療事業

② 障害のある被害者に対する救済事業

ア) 生活の保障・援助事業

将来設計実現の援助事業、手当や後見・介護費の支給などの事業

イ) 自立生活促進事業

就労保障、地域での自立生活を促進するための奨励金などの事業

③ その他の事業

ア) 調査研究事業

イ) 飲用認定事業

ウ) 自主的救済活動促進の活動に係る事業

(3) 厚生労働省発出の通知等と行政協力について

ひかり協会では救済事業に係る取組を進めるため、厚生労働省から発出された以下の通知及び事務連絡に基づく救済事業に係る行政協力を関係自治体等に依頼しています。

多くの被害者が65歳を迎える前の2018年度において、事務連絡「(公財) ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」が厚生労働省より発出され、その内容に基づいて、介護保険サービスが優先される65歳以降においても、障害のある被害者が引き続き適切なサービスを利用できるよう取り組んでいます。

なお、具体的要請事項については9ページより記載しています。

【救済事業に係る厚生労働省発出の通知・事務連絡】

通知及び事務連絡名称	発出年月日・発翰番号等
(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)	平成3年7月8日 衛食第91号 平成25年2月27日改正 食安企発0227第1号

通知及び事務連絡名称	発出年月日・発翰番号等
(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)	平成19年1月22日 食安企発第0122001号 障障発0122001号 平成25年2月27日改正 食安企発0227第2号及び障障発0227第2号
(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)	平成25年2月27日 食安企発0227第3号 老高発0227第1号 老振発0227第1号 老老発0227第2号
【事務連絡】(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)	【事務連絡】平成28年9月26日 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課・高齢者支援課・振興課・老人保健課
【事務連絡】(公財)ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)	【事務連絡】平成31年1月10日 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課、社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課、老健局介護保険計画課
ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて	平成26年8月28日 食安企発0828第2号 平成27年11月27日改正 生食企発1127第1号
森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について(依頼)	平成26年12月3日 食安企発1203第2号
【旧労働省通知】(財)ひかり協会の実施する事業に対する協力について	昭和60年3月25日 障対発第4号

(4) 2つの重点事業について

中長期的な視点を持って救済事業を進めるため、

- ① 自主的健康管理の援助事業
- ② 障害のある被害者の将来設計実現の援助事業

の2つの事業を取組の重点事業と位置付けて、それぞれ年次計画を策定し、被害者の救済に取り組んでいます。当年度(2020年度)が本取組の区切りの年度となるため、昨年度は事業の振り返りなども行いました。今後の被害者の高齢期を見据えた救済事業について検討を進めています。

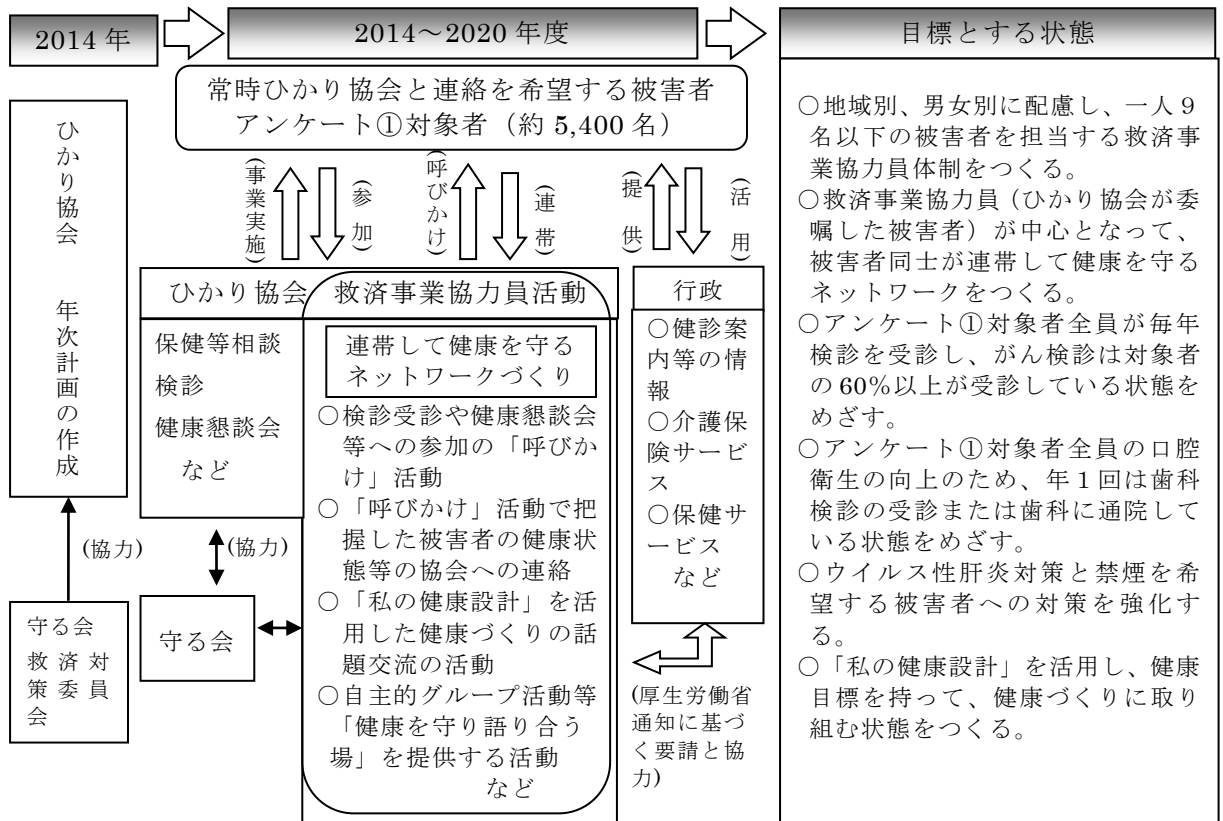
① 自主的健康管理の援助事業

- アンケート①対象者全体を対象とした事業です。
- 被害者の多くが65～66歳になり、加齢に伴う疾病の増加や重症化が懸念されるため、疾病予防や重症化防止が重要になっています。
- 検診受診の定着、生活習慣病の予防、健康の状況把握、救済事業協力員(ひかり協会が委嘱した被害者)による活動など、被害者同士が連帯して健康を守るためのネットワークづくりに取り組んでいます。
- ひ素は発がん性物質のひとつであり、がん罹患については疫学調査を継続し、被害者の健康状態の動向を追跡します。
- 肝炎・肝がんの被害者が多く、肝炎ウイルス陽性者の専門医療機関での

受診の勧奨に取り組んでいます。

- 禁煙に関心がある被害者への情報提供や取組継続の支援を行っています。
- 年1回以上の歯科受診の勧奨など、口腔衛生に係る取組を進めています。

ア) 自主的健康管理の援助事業 2020年度までの年次計画



イ) 昨年度の行政協力と協会事業について

次のことについて国や各自治体等から行政協力を得て、各種取組を進めました。

- ひかり協会が開催する健康懇談会・救済事業協力員研修会議への講師派遣

【2019年度の取組結果】

全ブロックでの健康懇談会実施回数	32回
全ブロックでの協力員研修会議開催回数	43回
救済事業協力員の委嘱数	718名

- 自治体からの特定健康診査やがん検診の内容・実施日等の情報提供

【2018年度の取組結果】 ※2019年度の検診の受診状況は2020年度末に確定する。

項目	2018年度 目標(名)	2018年度 実績(名)	実績/目標	実績/アンケート ①対象者
基礎検診	5,275	3,553	67.4%	64.3%
がん検診	肺	3,543	72.1%	46.2%
	胃	3,289	69.0%	41.1%
	大腸	3,297	73.6%	43.9%
	乳	1,367	69.1%	41.5%
	子宮	1,361	61.9%	37.1%

(※2018年度当初のアンケート①対象者数は5,527名、うち女性は2,275名)

➤ 肝炎ウイルス検査に関わる情報提供と受診勧奨

【2019 年度までの取組結果】

項 目	実 績 (名)	実績/アンケート ①対象者
全ブロックのB型肝炎検査受診者数	5,036	91.7%
全ブロックのC型肝炎検査受診者数	4,927	89.7%

(※2019 年度当初のアンケート①対象者数は5,493 名)

➤ 禁煙外来のある医療機関などの情報提供

禁煙対策として、禁煙に関心がある対象者に対し禁煙外来の受診促進などを行いました。

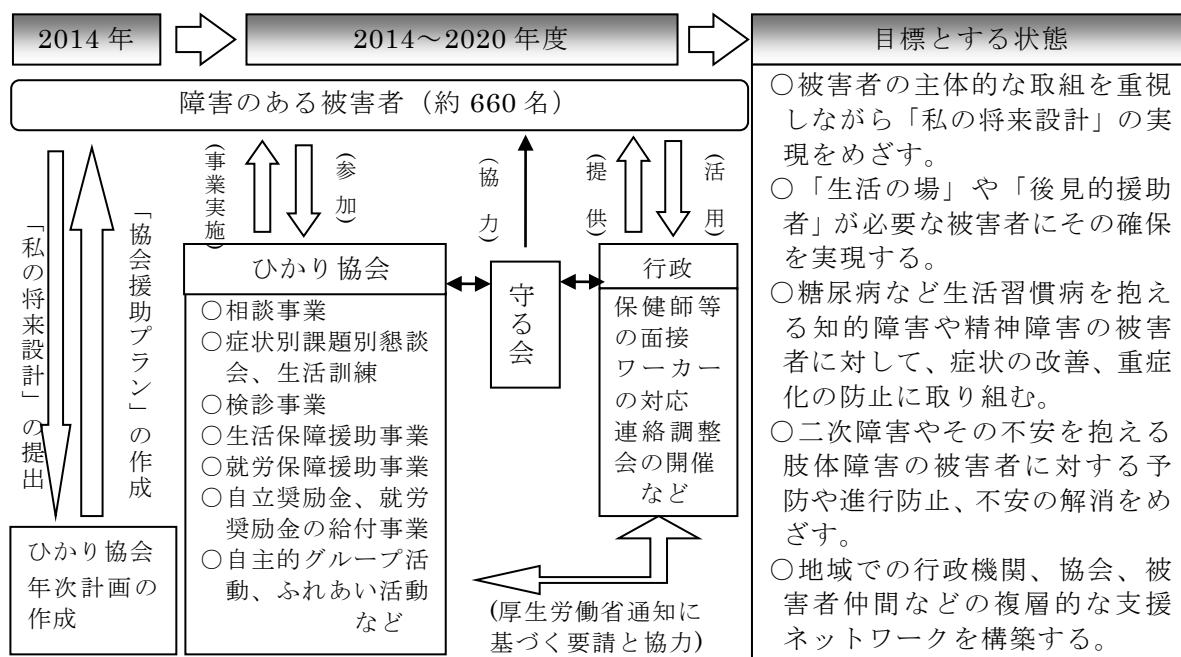
ウ) 今後の主な課題について

- 被害者自身が主体的に健康を守るための様々な支援
(がん等生活習慣病への対応、かかりつけ医（歯科医）の確保など)
- 社会生活の変化への対応
(高齢期の社会参加、介護保険制度の利用など)
- 高齢期の課題に係る総合的な相談活動の必要性
(高齢期の健康・介護・経済的困窮・孤立などに係る相談対応と社会資源への橋渡しなど)

② 障害のある被害者の将来設計実現の援助事業

- アンケート①対象者のうち、障害のある被害者を対象とした事業です。
- 親族の高齢化、本人の障害の悪化や新たな疾病の発症に伴う課題が発生しています。
- 親や兄弟などの親族と同居している障害のある被害者の場合、親族の健康悪化などから、新たな「生活の場」が必要な状況になります。単身生活支援や施設入所・グループホーム入居などのための取組を行っています。
- 親や兄弟などの親族が身上保護や財産・金銭管理などといった対象者への後見的援助を行っている場合、高齢化によってその行為が難しくなります。必要な対象者には、本人や親族に対して成年後見制度や日常生活自立支援事業の説明を繰り返し行ったりしています。
- 安心・安全な「生活の場」の確保に係る重点的な取組により、対象者 55 名のうち 39 名が、また、後見的援助者の確保に係る重点的な取組は、対象者 55 名のうち 35 名が、2019 年度末までにそれぞれ実現に結びつきました。
- 生活習慣病を持つ知的・精神障害のある被害者については、自治体の保健師などによる協力を得ながら、病院・医院の受診のほか、睡眠・食事・運動・服薬・医療的ケアといった日常の健康管理が難しい被害者の健康対策を行い、生活習慣病の進行防止・改善の取組を進めています。
- 脳性まひなど肢体障害のある被害者については、理学療法士などの協力を得て、二次障害の予防や進行防止などの対策に取り組んでいます。
- 加齢に伴い誤嚥性肺炎が増加しており、保健師や歯科衛生士などによる専門的指導を重視しています。

ア) 障害のある被害者の将来設計実現の援助事業 2020 年度までの年次計画



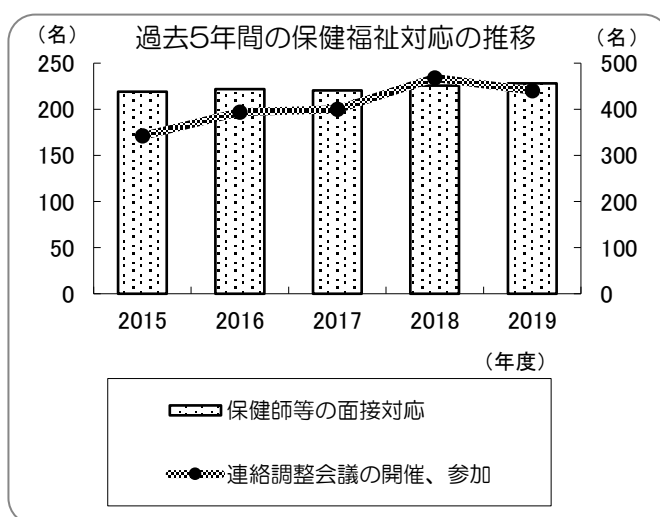
イ) 昨年度の行政協力と協会事業について

次のことについて国や各自治体等から行政協力を得て、各種取組を進めました。

➤ 保健福祉サービス等の行政協力について

自治体の保健師による、障害のある被害者への対応（訪問指導や主治医受診時の同席など）、連絡調整会議（ネットワーク会議）の開催やその場への参加などがなされています。

保健福祉サービス (単位：名)	2019 年度	
	要請	対応
保健師等の面接対応	501	456
連絡調整会議の開催、参加	279	220



そのうち、重点対象者としている、糖尿病などの生活習慣病を持つ知的障害や精神障害の被害者 150 名、及び二次障害やその不安を抱える肢体障害の被害者 135 名については、次のような地域の支援ネットワークを活用した取組が続けられています。

【2019 年度の取組結果】

生活習慣病対策及び二次障害対策における 主な支援ネットワークの連携・活用状況	生 活 習慣病	二 次 障 害
主治医との連携	129 名	98 名
訪問看護の活用	53 名	35 名
保健師等の面接対応	137 名	92 名
市町村の相談対応(保健師等除く)	88 名	52 名
相談支援事業所や各種支援センターの対応	111 名	77 名
ホームヘルパーの活用	90 名	61 名
通所事業の活用	82 名	49 名

➤ 円滑な施設入所等に向けた行政協力について

森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組として、事前協議や個別の対応が行われています。

【2019 年度 施設・障害者グループホームへの入所・入居者 … 3 名】

入所・入居した施設等の種類	人 数(名)※
障害者入所施設	1
特別養護老人ホーム	0
障害者グループホーム(共同生活援助)	2

※重点的な取組の対象外の者 1 名を含む

➤ 成年後見制度の活用促進のための協力について

成年後見制度活用に向けた連絡調整会議(ネットワーク会議)への参加や、成年後見制度に係る自治体の助成等の要綱の提供などが行われています。

【2019 年度 成年後見制度等利用開始 … 6 名】

利用している制度等の種類	人 数(名)
成年後見制度	6
(うち、日常生活自立支援事業利用から切り替え)	(1)

※重点的な取組の対象外の者 2 名を含む

➤ 労働分野の行政協力について

経済的基盤の確保や生活リズムの確保などのため、新たな就労先を求めている被害者や、働けるうちは働きたいと引き続き就労している被害者に対し、障害者就業・生活支援センターによる相談や、ハローワークによる職業相談、職場定着指導などが行われています。

【2019 年度の取組結果】

雇用支援	2019 年度	
	要 請(名)	対 応(名)
職業相談	38	24
職場定着指導	25	12
職業紹介	18	9
就職	3	5

- ひかり協会が支給する「健康管理手当」の周知と生活保護制度における取扱いの協力について
生活保護を受給している障害のある被害者に支給する「健康管理手当」については収入認定しない取扱いとして、関係者への周知が行われています。

Ⅱ ひかり協会の事業に対する行政協力促進のための要請事項

三者会談確認書に基づく被害者の恒久的救済のために、行政機関のみなさんの理解と協力をお願いします。具体的な要請は、各地区センター事務所から行いますので、ひかり協会との連携をお願いします。

1. 厚生労働省通知等やひかり協会事業の周知について

3～4 ページに記載した厚生労働省からの通知及び事務連絡、また、ひかり協会事業について、ひかり協会のパンフレット「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」や「関係機関のみなさんへ～救済事業へのご協力をお願い～」も活用し、各種サービスの利用や取扱いが円滑に進むよう関係機関への周知をお願いします。

2. 被害者救済事業への協力について

(1) 「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の管理活用への協力

「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の管理と同名簿に基づく総合的な協力（医療・保健・福祉・労働など）をお願いします。

同名簿に登載している対象者への対応依頼については、保健所、職業安定所、市町村などの各行政機関に対し、必要に応じて対象者別の要請内容（個票）を提出します。

(2) 相談事業に係る協力

高齢期を迎えた被害者の健康や生活の変化に対応した、総合的な相談が必要な状況になっています。

- 「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」に基づく適切な相談対応についての協力をお願いします。
- がんや精神疾患、難病などに罹患した被害者が、相談機関がわからず、ひかり協会に医療関係の相談をしてくるケースが増加傾向にあります。その中には、高額療養費や特定疾患など複数の医療費助成制度に該当する被害者もいます。ひかり協会では当該被害者が活用できる制度などについて説明を行い、主体的に向き合っていけるよう、また必要な支援機関につながるよう、相談事業を行っていますが、自治体における各種制度の案内や行政保健師による対応、地域のネットワークづくりなど、本人が安心して療養できる環境を速やかに整えられるように協力をお願いします。

(3) 被害者の自主的な健康管理を援助する取組に対する協力

検診受診の定着、生活習慣病の予防、健康の実態把握、被害者同士が連帯して健康を守るためのネットワークづくりなどを進めるため、次の協力をお願いします。

します。

① 特定健康診査や特定保健指導などに係る協力

- 保険者による特定健康診査、特定保健指導の情報（年間日程、実施場所、健診内容など）の提供（⇒健康診査受診のため）
- 特定保健指導との連携や保健師による保健指導などの実施（⇒検診受診後のフォローを希望する被害者への対応のため）
- 検診協力病院の紹介（⇒障害・症状があり受診時に配慮が必要な被害者には、協会が定める基礎検診・がん検診を検診協力病院で実施しているため）

② 肝炎対策及び禁煙対策に係る情報提供

- ウイルス性肝炎の治療の専門医療機関に係る情報提供（⇒肝炎ウイルス陽性の被害者を専門医療機関につないでいくため）
- 禁煙対策に係る情報提供（⇒禁煙を始めること、継続することを援助するため）

③ 健康懇談会などへの講師派遣

- 保健師や栄養士など、専門知識を持つ講師の派遣依頼時の手配など（⇒健康づくりや疾病予防などの学習を目的としたひかり協会主催の健康懇談会や、被害者による主体的な健康づくりのための自主的グループ活動への講師派遣のため）

（４）障害のある被害者の将来設計実現を援助する取組に対する協力

① 障害福祉サービスや介護保険サービスを利用する被害者対応のための、障害者総合支援法の「サービス等利用計画」を作成担当する指定特定相談支援事業者や相談支援専門員との連絡調整、及び地域包括支援センターや介護支援専門員との連絡調整に係る協力

相談支援専門員や介護支援専門員の理解・確認不足により、対象者が不利益を被る事態が起こっていますので、次のことについて協力をお願いします。

- 障害症状やニーズを適切に反映した支援
- 障害・介護、双方の制度に係る関係機関の理解促進
- 介護保険移行時における相談支援専門員と介護支援専門員との緊密な連携の促進

② 適切な福祉サービスを活用するための協力

被害者は全員 65 歳以上となりました。介護保険優先原則のもと、障害福祉サービスを利用していた対象者の多くは、介護保険サービスの利用に移行しました。

障害のある対象者にとって必要なサービス内容・時間は、65 歳を境にして急に変わるものではありません。2019（平成 31）年 1 月 10 日付で厚生労働省から関係事務連絡が発出されたこともあり、多くの自治体では個々の対象者の状況を勘案したうえで、サービスが不足する分については障害福祉サービスが上乗せされたり、介護保険サービスに移行せずに障害福祉サービスの利用を継続したりするなど、対象者にとって必要なサービス内容とその量の維持が図られました。また、制度上の問題（障害福祉と介護保険制度における認定基準の違いなど）についても配慮がされました。

その一方で、障害特性への理解不足による問題は現在も見られますし、介護保険サービスに移行した後に問題が生じている対象者もいます。

65歳を迎えた障害のある被害者が今後も地域で安心して暮らしていけるよう、本人の状況を踏まえた適切な福祉サービス活用のための協力をお願いします。

- 障害特性についての理解
- 地域福祉に係る人的・物的資源やサービスの充実
- 本人の意思が尊重された住まいの確保やサービスの継続利用

(5) 円滑な施設入所等を進めるための協力

施設入所等を希望している被害者については、引き続き円滑に入所できるよう協力をお願いします。

また近年では、胃ろうなどの医療的ケアが必要になった被害者が、病院退院後、「医療的ケアの対応が困難」との理由で元の施設に戻れなくなったことがあります。

- 円滑な施設入所のための事前対策（個別の事前協議、市町村の相談対応など、対象者個々に応じた入所までに必要な対応）の推進
- 被害者が医療的ケアの必要な状況になった場合における必要な対策の調整

(6) 成年後見制度の活用促進のための協力

成年後見制度による適切な金銭管理や身上監護などを必要としている被害者がいます。加齢や急激な体調の変化などにより、同制度の利用を必要とする被害者は今後もっと増えてくると考えています。制度の活用に関心をお願いします。

- 関係機関への要請など（⇒収入などの関係で市区町村長による後見等開始の申し立てが必要な場合があるため）

(7) 糖尿病等の生活習慣病対策に向けた保健師訪問と連絡調整の協力

障害のために日常の健康管理が難しい知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病などの生活習慣病対策は、支援する関係者の系統的継続的な対応が重要です。引き続き協力をお願いします。

- 連絡調整（⇒保健師と主治医の連携、保健師による保健指導のもとに相談支援専門員や訪問看護、ホームヘルパーなどの関係者の連携のため）
- 保健師による定期的な訪問（⇒保健指導のため）

(8) 治療やリハビリの専門病院、専門医、理学療法士などの紹介等に係る協力

脳性まひなどの肢体障害の被害者が、手足のしびれや首・関節の痛みといった症状に悩んでいます。ひかり協会としても専門医と連携するとともに、理学療法士などの協力専門家による訪問相談を行い、日常生活動作や生活環境・労働環境を改善するなど二次障害対策を行っていますので、引き続きの協力をお願いします。

- 治療・リハビリの専門病院や専門医及び理学療法士等の紹介や情報提供（⇒地域によっては専門病院や専門医、理学療法士に係る情報が少なく、

つながるのが困難なため)

(9) 連絡調整会議（ネットワーク会議）の開催と地域生活支援に係る保健師訪問の協力

「どこで、誰と、どのように暮らしたい」という本人の思いの実現と維持には、地域で支える力が必要です。次の協力をお願いします。

- 医療・保健・福祉などの関係する機関や関係者が出席する連絡調整会議（ネットワーク会議）の開催
- 地域生活を支援するネットワークの要として重要な役割をもつ保健師の定期訪問

(10) 災害対策についての協力

障害のある被害者については、地震等の防災対策など、緊急時の対応も含めてネットワーク機能を生かす必要があります。次について協力をお願いします。

- 内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく、市町村の災害時の避難行動要支援者対策に係る情報提供
- 医療・保健・福祉などの関係する機関や関係者が出席するネットワーク会議における災害時対策の確認

(11) 労働分野についての協力

「65歳以降も働けるうちは働きたい」という希望を持っている被害者だけでなく、「働かざるを得ない」状況の被害者もいます。労働に係る要請は公共職業安定所に提出していますが、複数の視点から被害者を支えるためにも、労働行政との連携、協力をお願いします。

Ⅲ 森永ひ素ミルク飲用者の認定について

冒頭で述べているとおり、事件から65年となった現在でも飲用者の認定に関する相談や申請があります。

「森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領」（平成22年11月2日厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課発出の事務連絡）に基づき、申請の受付・調査などへの協力をお願いします。

以上

2019年度 保健・福祉行政への要請及び対応の人数(都道府県別)

* 要請・対応のない都道府県については記載していません

【単位:人】

都道府県	公益財団法人ひかり協会	保健師等 面接対応		デイケア・ 健康教室等の 利用支援		訓練通所などの 利用支援		施設等の紹介と 利用支援		ホームヘルプ サービス等の 利用支援		福祉ワーカーに よる面接対応		関係機関等との 連絡調整		調整会議の 開催、参加	
		要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応
岩手県	関東地区センター事務所							1	1					1	1		
宮城県														1	1		
秋田県		1	1														
福島県		1	1														
茨城県		1	1														
栃木県		1	1											2	2		
東京都		3	3									1	1	2	2	1	1
神奈川県		4	4								1	1		1	1		
福井県	東近畿地区センター事務所	4	3									2	1	4	3	3	3
岐阜県		1	0											1	0		
静岡県		1	1									1	1	1	1	1	1
愛知県		5	4											4	4	1	1
三重県		2	2											1	1		
滋賀県		14	14									3	3	9	8	7	6
京都府		42	41			2	1	1	0	3	2	11	8	31	31	31	31
奈良県		10	10	1	0					2	2	2	3	8	8	7	7
大阪府	西近畿地区センター事務所	73	65	6	1			2	0	6	2	34	12	52	37	39	25
兵庫県		35	30	1	2	3	3	1	1	7	7	28	14	23	23	28	19
和歌山県		26	23	1	0	1	1	1	0	3	0	2	1	14	10	13	9
鳥取県	東中国地区センター事務所	9	5	2	0	1	1	2	2	1	1	0	1	9	5	6	3
島根県		9	8	3	2	2	3	2	3	4	3	1	0	12	10	10	5
岡山県		65	62	5	3	3	1	9	5	27	22	9	4	64	61	48	31
広島県	西中国地区センター事務所	91	81	7	6	23	22	23	23	35	32	27	26	55	57	30	28
山口県		12	10	1	1	2	2	7	7	2	2	2	2	10	11	4	6
徳島県	四国地区センター事務所	13	11					2	1					4	4	9	3
香川県		20	20					0	1	2	3	0	1	11	11	17	16
愛媛県		15	14											5	1	2	3
高知県		11	11							0	1	1	1	1	2	7	7
福岡県	九州地区センター事務所	19	15	2	0	3	4	0	3	5	6	1	6	10	11	7	7
佐賀県		1	1			2	2	1	1	1	0	1	2	2	2	1	1
長崎県		3	4	1	0			1	0	2	0	0	1	1	3	1	1
熊本県		6	6	1	1	1	2	1	1	2	2	0	2	3	3	3	3
大分県		0	1									0	1	0	1		
鹿児島県		3	3	1	1	1	1	2	3	1	1	0	1	3	5	3	3
合 計		501	456	32	17	44	43	56	52	104	87	126	92	345	320	279	220
2018年度		保健師等 面接対応		デイケア・健康教 室等の利用支援		訓練通所などの 利用支援		施設等の紹介と 利用支援		ホームヘルプサー ビス等の利用支		福祉ワーカーに よる面接対応		関係機関等との 連絡調整		調整会議の 開催、参加	
		要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応
		515	451	37	29	49	45	57	52	119	95	138	89	344	314	282	234

2019年度 政令市等別 保健・福祉行政への要請及び対応の人数

* 要請・対応のない市・特別区については記載していません
(2020(令和2)年4月1日に中核市に移行した市を含む)

【単位:人】

指定都市 中核市 保健所政令市 特別区	公益財団法人ひかり協会	保健師等 面接対応		デイケア・ 健康教室等の 利用支援		訓練通所などの 利用支援		施設等の紹介と 利用支援		ホームヘルプ サービス等の 利用支援		福祉ワーカーに よる面接対応		関係機関等 との連絡調整		調整会議の 開催、参加	
		要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応
仙 台 市	関東地区センター事務所													1	1		
郡 山 市		1	1														
豊 島 区		1	1														
北 区		1	1														
足 立 区		1	1											1	1	1	1
横 浜 市		2	2								1	1		1	1		
横 須 賀 市		2	2														
福 井 市	東近畿地区センター事務所	1	0									1	0	1	0		
名 古 屋 市		1	0														
豊 橋 市		1	1											1	1		
京 都 市		25	24			1	1	1	0	2	2	10	8	16	17	16	16
奈 良 市		3	3	1	0					1	1	1	1	1	1	1	1
大 阪 市	西近畿地区センター事務所	22	19					1	0	2	1	11	5	16	12	14	9
堺 市		8	8							1	1	3	1	5	1	3	1
豊 中 市		5	4	1	0									3	1	2	1
高 槻 市		2	2									1	0	1	1		
枚 方 市		6	5	1	0							2	2	4	4	2	1
八 尾 市		3	2	1	0							1	0	2	2	1	1
寝 屋 川 市		3	3	1	0							1	0	2	1	1	1
東 大 阪 市		5	5							1	0	1	0	3	2	1	1
神 戸 市		7	8							1	1	4	3	5	5	6	2
姫 路 市		6	6									3	0	2	1	2	2
尼 崎 市		4	2	1	0							2	1	2	2	2	2
明 石 市		2	2			1	1					2	1	1	1	2	1
和 歌 山 市		5	5			1	1	1	0	1	0	1	1	5	5	4	3
鳥 取 市		東中国地区センター事務所	4	2	1	0			1	1	1	1	0	1	4	1	2
松 江 市	4		4	1	1	1	2	1	2	3	2	1	0	7	5	7	3
岡 山 市	28		29	1	1	1	1	6	3	12	11	4	2	26	24	24	15
倉 敷 市	12		13			2	0	1	0	7	8	3	2	12	16	11	10
広 島 市	西中国地区センター事務所	43	36	4	3	11	11	9	9	18	16	12	12	20	17	11	7
福 山 市		7	6					2	2	1	0	2	1	7	7	3	2
呉 市		4	4	2	1	2	2	3	3	3	3	3	3	4	4	3	2
下 関 市	四国地区センター事務所	2	0									2	0	2	2		
高 松 市		9	9					0	1			0	1	2	2	8	8
松 山 市		4	4											1	0	1	0
高 知 市		7	7									1	1			5	5
福 岡 市	九州地区センター事務所					1	1							1	1	1	1
北 九 州 市		8	7	1	0			0	1	3	3	0	2	2	3	2	2
久 留 米 市		1	1			0	1	0	1	0	1	0	1				
長 崎 市		1	2	1	0			1	0	1	0			1	1	1	1
佐 世 保 市		1	1											0	1		
熊 本 市		1	1			1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
鹿 児 島 市														0	2		
	合 計	253	233	17	6	22	22	28	24	60	53	72	50	163	147	138	100